

第五・第六菩薩地に対する世親註の骨格

平野修

世親は第五難勝地・第六現前地について同じ三科文をたてて註積する。

- (一) 殊勝とする慢の対治（漢訳十地經論||勝慢対治）
- (二) すぐれた不住道の行（不住道行勝）
- (三) すぐれた彼の結果（彼果勝、(一)の結果を意味する）

ここからわれわれはこの世親の註積の意図を明らかにするために次の様に問わねばならない。

- (A) 何故に第五地と第六地とが同じ観点で註積され得るのであるか
- (B) (一)勝慢対治と(二)不住道行勝との間にいかなる関係が認められるのか

この問いに答えるまえに、これらの三科文が經典の奈辺に相当するかを明示しなければならぬ。

第五地の場合

- (一) 菩薩摩訶薩已具足第四地。欲得第五地。当以十平等心。何等為十。一過去佛法平等。二未來佛法平等。三現在佛法平等。(乃至)受諸佛神力所護。生定不退心。故。(大正藏第九卷・278・555c)

- (二) 如實知是苦聖諦。是苦集諦。是苦滅諦。是苦滅道諦。(乃至)為一切衆生心清淨。故。為調伏一切衆生。故。為滅一切衆生諸憂惱苦。滿其願。故。(555c—556b)
- (三) 是菩薩住難勝地。不忘諸法。故。名為念者。決定智慧。故。名為智者。(乃至)禪定神通。四無量心。四無色定。諸不惱亂。安衆生事。哀衆生。故。出如比法。令入諸佛無上之法。(556b—c)

第六地の場合

- (一) 菩薩摩訶薩已具足五地。欲入六地。當以十平等法。

何等為_レ十。一以_レ無性_二故。一切法平等。(乃至)十以_レ有無不二_二故。一切法平等。菩薩以_レ是十平等法。得_レ入_二第六地_一(558b)

(一) 是菩薩觀_レ一切法如_レ是相。大悲為_レ首。增長大悲_二故。

觀_レ世間生滅相。(乃至)如_レ是逆順十種觀_二十二因緣法_一。所謂因緣分次第。心所_レ攝。自助成法。不_レ相捨離。隨_二三道_一行。分_レ別先後際。三苦差別。從_レ因緣_一起。生滅縛。無所
有尺觀。(558b—559a)

(二) 是菩薩隨_二十二因緣_一。無_レ我無_レ人。無_レ衆生。無_レ壽命者。離_二作者使作者_一。主屬_二衆因緣_一。如是觀時。空解脱門現在前。

(乃至)是菩薩住_二現前地_一。於_レ般若波羅蜜_一偏勝。得_レ明上順忍。以_レ順_二是法_一。無_レ有_二違逆_一。(559a—c)

(A) 何故に第五地と第六地とが同じ観点で註釈され得るのであるか

I

世親註 1

第五地は三種(の観点)が安立されると知るべきである。すなわち、殊勝とする慢の対治の安立とすぐれた不住道の行の安立とそれの果の安立とである。この中、殊勝とする慢の対治とは不退転なる作意を有する十種

の清浄に対する意向の平等性である。

先に法を理解したとする慢の対治についてすでに説明しおわっているので、この(第五地)では清浄なる心の相統を区別する慢の対治を説示するのである。

世親註 2

実に第五地でなされた、殊勝とする慢の対治の安立、すぐれた不住道の行、その果の安立という三種の安立
が第六地において同じく設定されると知るべきである。
ことに第四地と第五地において人我に執着する故に
(生ずる)不捨の法を理解したとする慢(第四地)と、
清浄の心の相統を区別する慢の対治が説かれたのであるが、この(第六)地においては、法に執着すること
より生じた、雑染と清浄とを区別する慢に対して十種
の法の平等性が説かれるのである。

われわれはこの世親註1・2に説明を加えながら問題(A)を考えてみよう。

第四地で不捨の法を理解したとする慢の対治がなされたところがあるが、この不捨(Sapretsa)の法とは第三地で一切衆生の救済のために菩薩が火に満つる三千世界に梵界よ

り身を投ずることすらも苦とせず求められた如来の所説の法である。如来所説の法は大悲より出で衆生を愍念 (saṃpekṣa) して説き明かされたものである。

世親はここに第三地より第四地への必然的理由を見るのである。つまり、第三地の菩薩が如来所説の法を理解したとすると、菩薩の上に法の私有化が惹起する。これが課題となって展開するところに第四地と名づけられる境位が把握されてくる、と世親は見るのである。

それで法の私有化とは虚空に等しい法界を自らの思量の中に封じそれによって自己拡大を計ろうとすることである。しかし、法界は本来、何ものにも所属することのない性であるから誰れの所有ともならない。だから、所有されたときには、かえってその法は所有者自身を増上慢、懈怠に導びき、自己満足に転落せしめる因となる。これを世親は「自らによって知られたもの、自ら知る、自らによって修習されるべきもの、自ら修習する」という我執・我所執へと法が異質化することとして捉えている。このような法の私有化が解法慢といわれるのである。この解法慢が第四地で十種の世界 (dhanu) ③を見出すことによって我・我所として執着された狭少な自己の世界が破られ対治されるのである。

次に第五地の勝慢 (abhimāna-viśeṣa) を討究しよう。これは第四地で明らかになされた法界の空間的側面をあらわす無所有性が時間的に区別・差別 (bhīna) されることに関係する。ここで言う勝慢の「勝」は viśeṣa であり、「特殊・顕著」という意味であり、通常は「殊勝」と漢訳される。したがって、これは比較・相対関係を内に含んだことばであり、他と比較して勝れ、きわだっている、という意味をもつ。

では、このような意味を有する「殊勝」が第五地といかなる関係があるのか。それは第四地で如来所説の法が無所有性であると観察された理由によるのである。つまり、無所有性の故に秩序・系譜・同一性などなく、また、その価値も得聞の人に委ねられ、勝劣が定められ、ついには混乱に陥る危険と関係する。すなわち、菩薩が無所有性の故に自らの得聞の法をもって他と区別・差別することがこの第五地における「殊勝」であり、それが我執と結びつくことが「勝慢」である。

世親は第四地の菩薩に「勝慢」を認める故に第五地冒頭で經典が説く十種の「清浄に対する心の意向の平等性 (cittasāyavisuddhisamata)」が「勝慢」の対治であると註釈するのである。

十種の samata はその意味で第四地を超えて第五地といわれる境界を開くための必須条件である。再述すれば、教法を区別する行為がそのまま菩薩を閉鎖する壁となるからである。この壁の如き勝慢を破るものが平等性である。ここで注意されねばならないことは *Viśeṣa* が samata と対概念として用いられていることである。この両者の関係については世親註によらねばならない。

世親註 3

この中、清浄に対する心の意向の平等性とは清浄に対する心の意向が平等たることである。また、それ（心の意向の平等性）は清浄を分析して十種あると知るべきである。すなわち、十種の清浄とは（清浄が）諸佛の法 (Buddhanam-dharma) と諸佛の法を内容とするもの (Buddhanam-dharmin) とに分析されたものと知るべきである。

諸佛の法とは何であるか、といえば、三世の力などである。なんとすれば（経に）汝等佛子達よ、第四菩薩地で道がよく満たされた菩薩は第五地に入る。すなわち、彼は十の清浄に対する心の意向の平等性によって入る。十とは何か、すなわち、過去の佛法清浄に対

する心の意向の平等性、未来の佛法清浄に対する心の意向の平等性、現在の佛法清浄に対する心の意向の平等性と説かれているからである。

このように三世の力などの諸佛の法が説かれたので、（次に）戒・定・慧・衆生を成熟することを具するものによって諸佛の法を内容とするものが示される。

世親註 1・2・3 で明らかのように、第五地の勝慢の具体的内容は「清浄な心の相続を区別する (santana-dhīna) 慢」である。またその「清浄なる心」とは經典と照合すると法 (dharma)、有法 (dharmin) を意味する。更に法は「三世の力など」と言われているから、十力・四無畏・十八不共法を意味し、有法は三字・衆生利益の自利々他の行法を意味する。したがって、法・有法で佛法全体を表現するのであるから、「清浄なる心」は佛法全体という意義をもつ。この清浄が三世の諸佛に等流して差別がないことが「相続」の意味である。

世親註 2 で「人我に執着する故に生ずる勝慢」といわれるように、菩薩の微細なる自己関心から「清浄なる心の相続」が断絶されるのである。現在を過去・未来と切り離し命脈を見ないのである。史観の欠如である。菩薩

の現在が過去・未来に対して開けを有しない閉鎖的状况に陥ることになる。過去が蘇り、未来が開けるためには閉鎖的な自己関心が破られねばならない。破られねば、過去・未来は他なる対象でしかない。このような意味が「区別する慢」に考えられよう。

区別される (bhinnā) 故に殊勝 (visesa) である、とせざるを得ない慢は「意向の平等性」を得ることによって対治される。「意向の平等性」とは世親註3に見るように、「意向が平等」という意味であって、過去・未来・現在の佛法に対して思念することがらが等しい、つまり三世の佛法に対する思念に勝・劣の差別観がないということである。ここに何故、差別がないといえるか、という問いが残るが問題(B)に触れるのでここでは述べない。ともかく visesa は santana-bhinnā を介して samāta と関係することが明らかになった。この同じことが「中辺分別論積疏」では

「(第五地の菩薩は)過去・未来・現在の一切の諸佛・世尊・菩薩の相統と自分達とは相互に差別なく等しいと見る」と述べられている。

以上、見てきたように第四地で如来によって明らかにされた存在領域(世界)の深広性を見出した菩薩は見出

した現在にとどまらず、讃嘆されるべき過去と確信せられた未来とを開くことによって第五地と名づけられる境地に生まれるのである。このことによって菩薩の微細なる主観性が摧破せられ公開された地平に立つのである。この地平に立つ菩薩は意欲と自信に満ちる者となる。なぜなら經典に「意向の平等性」のあとで

「本願力を持し、慈・悲によって一切衆生を捨てず、福・智の資糧をあつめ、懈怠なく、方便善巧を成就し、次第して上々の地の輝きを觀じ、如来の加威を求め、念・慧・了解・覺の力を持つる故に不退転なる作意となつて」と説かれているからである。これが世親註1では「不退転なる作意を有する十種の清浄に対する意向の平等性」という有財積で述べられている。

以上が第五地において「勝慢」が説かれる理由と背景また、その「対治」の方法とそれによって獲得される地平とである。総括すれば歴史の発見といえよう。

II

第五地の「勝慢」について解説しおえたから次に第六地の「勝慢」の意味を検討してみよう。

世親註2で「この(第六)地においては、法に執着す

ることにより生じた雑染と清浄とを区別する慢に対して、十種の法の平等性が説かれる」といわれ、この第六地では第四・第五地の「人に対する執着」から、「法の執着」へと移行していることに注意しなければならぬ。

これは第五地で主観性が破られて法が客観性を回復したところから生ずる問題である。つまり、佛法清浄を自身の内外に見出した菩薩がその清浄を背景として「不退転なる作意となつて」実践する際に浮びあがってくる課題である。

佛法清浄を智見し不退転なる作意を有する菩薩の課題は雑染の現実の救済にある。ここから雑染と清浄との軋轢が生じてくる。これの詳細については問題(B)に譲るが、この軋轢を第五地の名「難離 *su-durīkya*」がよく物語っているだけ述べておこう。世親はこの軋轢の因を「法に執着することより生じた雑染と清浄とを区別する」とにあると観るのである。

清浄を背景とする菩薩が雑染の現実にあつて苦惱多き「一切衆生を清浄ならしめ、般涅槃せしめ」^⑦んが為に努力する (*arādhate*) ことは自然なことである。この自明とみえる事柄に世親は陥穽を見出したのである。「友なく唯一人で」^⑧努力する菩薩の相に「慢」を見たのである。

ではどうして斯様な視点が世親に獲得されたのであろうか。

極めて常識的には次の様な答が得られるであろう。

この第六地も第五地と同様、入地の必須条件として「平等性」が説かれているから、当然それは差別の対治を意味する。故にこの地に於ても「勝慢」が前地と同様に述べられねばならない、と。

しかしこれでは充分と言われない。これでは第五地から第六地が開かれねばならない必然性が解明されないからである。

先の第五地で歴史の命脈について述べたが第五地と第六地の間には歴史上の課題が横たわっているように推測される。それは世親が現実的清浄と雑染との軋轢を佛法清浄に依止する出家教団と在俗の人々との間の取り戻しようなない乖離に見ていたのではないであらうか。

出家者の努力に拘わらず現実には別様の相を呈してくる。

世親はそのような軋轢・乖離の因を「清浄と雑染とを区別すること」にあると見るのであろう。

「区別する」とはIで述べたように比較対立において成立することである。そうすれば佛法清浄といっても相対化を免れない。その相対化された清浄でそれに対する

雑染を含むことができるであろうか。だから菩薩の努力がいかに勝れていても雑染の浄化は非常な難事となる。

また、相対化とは歴史と成り、現実と成ることと同断である。佛法がこの世に出家教団の相をとったときが相対化されたときである。この相対化が内に包む矛盾が歴史の流れとともに清・雑の乖離として表面化してきたと見られる。これが先に第五地と第六地との間に歴史上の課題があると推測した理由である。

この歴史的課題が大乗・小乗との判釈をもってやはり歴史的展開をしたことは周知の通りである。

課題が歴史的で個人を超えている場合、個人的努力をもってしても歴史を動かす原動力とはならない。ここに菩薩第五地の限界がある。そして、それが「勝慢」といわれるのは相対化された清浄を絶対化しているためである。

このような問題を背景として第六地冒頭の**十種の法の平等性**が対治法という意義をもつてくるのである。だから「法の平等性」は清浄と雑染とを区別する立場と全く異質でなければならない。「探玄記」がそれについての確に表現しているので引用しておく。

四地雖出、世不能隨。五地能隨、世間而不能破。染淨見。此地觀、察無染淨法界、示彼見之故。是如來也。三唯識論云。前五地中有相觀多、無相觀少。第六地中無相觀多、有相觀少。第七地去純無相觀。今此地於、無相觀、退少入多。^⑨

清・雑を区別する立場は一見当然と見えるが別個のものであれば、雑染に沈む衆生の救済が如何にして可能であるか。可能とすれば別個の清浄の領域に入らねばならない。現実的に言えば出家して僧伽に入らねばならない。極論すれば、すべてのものが出家して僧伽に入った場合、その僧伽は清浄とも言えないことになる。だからこの区別を認めている限り、そのうえで思惟、努力はすべて私的であり、体制内の狭ささを超えることができない。とすれば、必然的に区別する立場そのものが問われられねばならない。ここから「一切法無根拠なる平等性 (sarva-dharma-animita-samata)」等が開示されてくる。これによって区別する立場の中からその場を超えて包む智慧が見出されたのである。第六地に十波羅蜜の中、慧波羅蜜が相応する所以である。^⑩

以上のことが第六地における「勝慢」の意義内容であ

る。第五地と考えあわせて何故に世親が同じ科文を兩地に配したかという問いにほぼ次の様な了解をわれわれは得るであろう。

世親は第五地の勝慢対治で佛教が歴史的形態をとった意義を明白にしたのである。すなわち佛陀ブツポの法が三世を貫いてひたすらに衆生安樂の道を示しているという佛陀出世の意義を明示したのである。第五地と第六地の間で、佛陀滅後、不鮮明となった佛陀出世の意義を回復・光闡すべき必然的事由に撞着し、第六地の「勝慢対治」でその意義を回復するのである。佛陀の意義をめぐる歴史の道程を解明するために第五地・第六地が同一観点で註釈されたと考えられる。小乗より大乘へと転入した世親であればそうであろうと考えるのは余りにも想像に過ぎるであろうか。

(B) (一)勝慢対治と(二)不住道行勝との間にいかなる関係が認められるのか

I

世親註 4

この中すぐれた不住の道を行ずることとは④所知につ

いての殊勝なる清淨智と④衆生に対する殊勝な慈悲をおこす努力との二種によって示される。この二(清淨智と慈悲)によって生死と涅槃に住しないのである。

また、かの清淨智は二種であると知るべきである。(第一は)四諦を了知する故に眞実法を安立する。所以は(經に)彼はこれは苦聖諦であると如実に了知する。また、これは苦集である、これは苦滅であり、これは苦滅に導く道聖諦であると如実に了知する、と説かれてゐるからである。

(第二は)十諦に巧みである故に、衆生を救済する方便を安立する。所以は(經に)彼は世俗諦に善巧となり、勝義諦に善巧となり、(第三より第九まで略す)菩薩地の一切の次第相統が成就することによって、ついには如来智を集める諦に善巧となる、と説かれてゐるからである。

この中、眞実法とは諸如来が世に在っても無くとも、因・果の区別の上から、二諦(苦・集)は雜染法であり、(他の)二諦は清淨法である。

これに対して(第二の)衆生を救済する方便の安立は所化の差別によると知るべきである。実に所化に七種ある。(声聞の所化が六種、第七が大乘の所化であり、十

諦の中第一より第九までが声聞、第十が大乗の所化に配置されると述べられている（中略）

このように所知についての清淨智を説きおわったから（次に）有為は虚妄等の相であると知覚することによって慈悲をおこす故に⑩衆生に対する殊勝な慈悲をおこす努力である。と説示するのである。所以は（經に）かくの如く、諸諦に善巧となることによって成就された知覚（*buddhi*）によって、あらゆる有為は虚しく、奪われる性質をもち、欺くものであり、愚人をまどわすものであると如実に知る。更に、彼には衆生に對する大悲が現前し、大悲の光明があらわれる、と説かれていくからである。（このあと大悲に二種あると述べ、第一は縁起の觀察から苦を如実に見ることよりおこる大悲であり、第二は久遠劫よりはなれない種々の苦を觀察するから、耐えることを放棄せざるを得ないような苦を對象とすることよりおこる大悲であると示している）

第五地の不住処の行の中心は「四聖諦」にある。この四聖諦から智慧・方便・慈悲が開かれてくる。四聖諦が中心となる理由は問題(A)で言及したように三世に相統する佛法全体に相応するものとして四聖諦がとりあげられ

たことになる。逆に言えば四聖諦に佛果・三学・衆生利益の行すべてが含まれているという意味である。世親註4で「如来が世に在っても無くとも」眞実法といわれたことと同じ意味である。更にまた、四聖諦は因・果の上で清淨法と雜染とに区別される。このような意義をもつ四聖諦を了知することから方便智が生ずるといわれ世親はこの二智をもって清淨智とする。四諦・十諦で智慧・方便門を語るのである。これに対して慈悲門は經典の意を受けながら

「すぐれた不住道の行によって（衆生）救済の方便を具する故に**大悲が現前する**」と註釈する。この註釈を文字通り理解すれば、不住道の行を因として大悲が生ずるのであって、大悲があるから不住道の行が成立すると言われていることになる。それであれば、智慧↓方便↓慈悲へと図式的・発展的な表現で不住道の行を語ることが問われねばならないであろう。もし智慧↓方便↓慈悲の運動が必然的であれば、智慧があっても慈悲がないとか、智慧のない慈悲とかいうことは考えられない。また、反対にその運動が偶然であれば、無因論となり、佛道自体が成立しなくなる。とすれば問題は智慧の必然的な作用を障害するか、しないかに極まる。「障害(*avarana*)」

が不住道の行にとって根本的な課題である¹²⁾。ではこの五地では何が障害であるか、といえ、(A)で討究した「勝慢」こそがその障害である。人我に執着することから区別・分別に越くことこそが最大の障である。それ故に世説は入地の必須条件として「勝慢対治」をあげるわけである。この対治によって智慧は智慧自身の本然の作用を回復するといえよう。それを世親は「不退転なる作意を有する十種の清浄に対する心の意向の平等性」(世親註1)と云うのであろう。主観のうちに閉鎖された智慧↓平等性↓不退転なる作意↓不住道の行へと世親はこの第五地を把握したと考えられる。ここに(一)勝慢対治と(二)不住道の行との世親の註釈観点の内的必然性が読みとれるであろう。

次に世親が大悲に二種の在り方を認めることについて少し言及してみよう。

世親が第一の在り方であると認める大悲は我・我所を離れている苦蘊に執着して流転する衆生の相を観察するのである。また衆生は善巧方便を因として生じた菩薩と違って無明・渴愛を因として生まれ三種ある、と世親は言う。すなわち、(一)欲を求めるもの(二)非梵行を求むるもの(三)有頂に至るまで得られるべき有を求めるものである。

この観察によって衆生の体が明らかにされる。第二の在り方は苦・集を求めて滅道を少しも願わないいかんともしがたい衆生の現実を観察する。

このように第一・第二の区別で世親は衆生の苦・集の因果の相を明らかにしようとするのである。何故そうするかと言え、この第五地が四聖諦をテーマとするからである。

更に世親は、大悲の光明を積して、何故に衆生は苦集の現実に沈むかを究明する。その理由は「善知識・正法」を離れているということにあると述べる。これは次のような意味を有する。

正法・善知識の存在がこの世に世間・出世間の自覚領域をもたらず。これがなければ、輪廻・解脱も成立しない。それであれば衆生とは恣意に生きる外なく、死ぬために生きるという悲惨さは払いがたい、と。

この理由から第五地の菩薩に正法を求め衆生の善知識たらんことの努力が生ずると世親は述べている。

以上の大悲・大慈の積から苦・集(雑染)と滅・道(清浄)との二種因果の間が菩薩の「努力」によって結ばれていることが理解される。この「努力」がいかなる意味をもつかは(A)で述べたので再述しない。また、この

努力が「不退転なる作意」であることは論を俟たないであらう。

これで第五地における(一)勝慢対治と(二)不住道の行との関係がほぼ明らかになったであらう。

II

世親註 5

彼はこのように一切法の自性を觀察し、求め、随順し、不逆しない時、明利なる随順忍によって第六の現前菩薩地に到達する。しかしまだ、無生法忍の門に到達しない、といわれる中、明利 (tikṣṇa) とは微細なる慢の対治である故に。すなわち、前二地では粗と中の対治が軟中の忍によると示されているから。随順 (忍) とはいまだ到達していないという語からして無生法忍の門に順ずることである。これが無生法忍であると知識するに至るからである。浄化するとはかの所対治である垢をのぞくが故に。随順するとは平等性 (＝十種の法の平等性) を信解する故に。不逆しないというのはそれ (平等性) を分別しないことである。以上これで勝慢の対治が説明された。

彼はこのように一切法の自性を觀察するというのは殊

勝に趣く (＝不住道の行) ことである。つまり、ここよりはじめて (空解脱門が生ずる、といわれるところまで) 一切衆生を愍念して過去・未來・現在のすぐれた悲を攝取することによって衆生を捨てず、一切の微細なる縁起の相を觀察する故に所知に對する清淨智によって、生死と涅槃に住しない故にすぐれた不住道の行と説示するのである。所以は、(經典に) 彼はさらに大悲を首とし、大悲を増上し、大悲を円滿せんがために、世間の生と滅を觀察する云々と説かれている故に。

第五地の菩薩が「勝慢」を対治することによって「不退転なる作意」を有し、四聖諦によって明らかにされた清淨・雜染の二領域の質的な差異を自らの「殊勝な努力」のうちに解消せんとして自己矛盾に撞着したことは已に説明した。そして、清淨・雜染を区別・分別するところにその因があることも述べた。

第五地の菩薩は自らの努力の立場に自己矛盾を見出すことによって、「法の平等性」を開示する。しかも、それと同時に「明利なる随順忍」が獲得される。第五地で「不退転なる作意」と表現されたものがここでは「明利

なる随順忍」といわれていることに注意しなければならぬ。この相違は第五地の雑染の清浄化という立場とは違った、つまり、清浄・雑染の区別がそれによって成立する、そのような理法に随う立場がこの第六地の菩薩に開かれていることを意味する。

したがってこの第六地の中心テーマはその理法たる縁起の観察ということになる。しかし縁起の観察といっても、これは第五地の四聖諦の観察と同様に菩薩の不住道の行という意味で理解されねばならない。

この第六地の「勝慢」は第五地の菩薩の不住道の行った実践上の課題として浮び上ってきたものであって、その勝慢が対治された場合、不住道の行が第五地と違った仕方で開催されねばならない。その違った在り方こそ「随順忍」である。

この第六地では勝慢↓平等性↓明利なる随順忍と展開し、明利なる随順忍こそが不住道の行を開くものである。(B)のIで説明された第五地における(一)(二)の関係がこの地でも同様に妥当するであろう。

ともかく縁起の観察は不住道の行の意味である。だから世親註6で「衆生を捨てずに一切の微細なる縁起の相を観察する」と言われる。それで經典では十種の相をも

って縁起が観察されるのであるが、世親はその十種の縁起について三門をもつての観察する見方と慈悲と等しいものであると観察する見方と一切の行相の観察とする見方の三種があると言う。その中で三門をもつての観察とは

一、(無我の義の)成立、(批難に対する)答、(縁起の)相の安立

二、勝義諦の安立

三、世俗諦の安立 これに六種ある。

①雑染の依止の観察、②因の観察、③苦過を撰して
いることの観察、④過失が断ぜられることの観察、
⑤不厭と厭との因の観察、⑥甚深性の観察
とである。

紙数の都合上これらすべてに触れることが出来ないの
で、相の安立・勝義諦、世俗諦の中の雑染の依止の観察
を通して不住道の行の意義をうかがうにとどめよう。

まず「相の安立」とは、世親註を取意して言えば、現
実は縁起したものであって、無我であり、作者も受者も
勝義として存在しない。しかし、それが実在するように
見えるのは劣慧の所為である、と言って「無我の義の成
立」とそれに対する反論に答え已って、縁起がいかなる

相をもって生ずるかを示すのが「相の安立」である。その相とは何であるかと言えば十二有支である。衆生の憂愁・悲・苦に至る現実の相こそが縁起の相である、という意味である。だからと言って縁起とは現実を説明する原理あるいは言語ではない。現実の相の徹底した観察（世親註6で言えば、大悲を円満せんがために、世間の生と滅とを観察すること）によって現実を超越する原理あるいは言語である。これは先述した自己矛盾を媒介として獲得された「法の平等性」に裏打ちされたものである。

この「相」について諦が安立される。

それで「勝義諦」とは何であるかと言えば

○「彼が（それ縁起を）遍知することによって解脱するように、そのようにそれ（縁起）を観察することである。

所以は彼はこのように思惟する。この三界に属するものはすべて唯心である」と説かれているからである。三界

は心の転変のみ (citta-parinama-nātra) であるからで

あると註釈され、「世俗諦」は

○「観察することによって勝義諦に入ることであり」そ

の中の「雑染の依止の観察」とは「諸有支分が自体を離れた心のみによって、一心に依るからである。所以は、

如来によって分別され (prahēda) 説かれた十二の有の支分はすべて一心によるものである。それは何故かと言えば、ある事物に対する貪を具する心がおこるとき、それが識である云々と説かれているからである。これは二諦を安立することによって、一心の所攝として縁起を観察することであると知るべきである」

と註釈される。「相」と「諦」の安立から「十二有支」と「唯心」と「一心 eka-citta」の三概念が抽出される。

この中心は世親が註釈しているように「一心」である。

「一心」とは世親は特に註釈していないが經典のことはから理解すると現実起っている或る心、現在する心、

もっと簡単に言えば、ひと想いである。考えてみれば、

われわれの現実と言っても「ひと想い＝一心」である。

この一心のうちに世界が所有される。すなわち十二有支（相の安立）である。そしてこの一心はわれわれにとつ

て無始・無終といわれざるを得ない。したがってこの一

心が世親には「雑染の依止」と観察されるのである。いか

なる衆生も一心という在り方で生きている。一切衆生を

貫ぬいている同一の地平であり、拒否できない事実であ

る。だが、衆生とは身体外界が実在するから一心も実在

すると考える。ここに事実と分別という問題がある。今、

この点から二諦を考えると、分別(妄想)を止めさせ、破らんがために事実を教示することが世俗諦である。そして事実に戻ることが勝義諦である。還れば分別は「三界は唯心である」という自覚の相(勝義諦)となる。このような理由から「一心」の観察が重要な意義を有するのである。これが世親註で「これ(雑染の依止の観察とは)は二諦を安立することによって、一心の所攝として縁起を観察することであると知るべきである」といわれた意味である。また、これが十種の縁起を三門をもって観察する見方である。

次に十種の縁起の相をもって慈悲の表現であるとする見方は、四種に分別される。^⑮(一)衆生の愚痴・顛倒の相の観察 (二)アーラヤ及び転誠より解脱が求められるべきものに愚痴顛倒した我に求める。だから、三界唯心、一心がその対治として説かれているとの観察、(三)三種の別因をもって解脱を求めることの対治としての観察 (四)苦滅、無為、雑染を離れた、世間を越えた相ある真の解脱を求めず、雑染・行苦と相応する無色に解脱を求めることの対治として観察すること、である。

次に一切行相の観察とは九種に分別される。^⑯これについては九種の名だけをあげるにとどめる。(一)清浄と雑染

の区別の観察、(二)縁起の観察、(三)方便の観察、(四)縁起の相の観察、(五)諦に入ることの観察、(六)力と無力の住に入ることの観察、(七)我慢なきことに入ることの観察、(八)無始の観察、(九)種々性の観察、とである。

以上見てきたように縁起に三種の観察点を見るところに世親の縁起観の独自性が窺われよう。今日まで縁起といえは論理的究明の点に重きが置かれてきているようであるが、龍樹の「中論」にしろ、今の世親の観点にしろ、縁起の法を佛陀の慈悲として仰ぎ、教化せしめらるべき教法として理解していることに留意しなければならぬであろう。

ともかく縁起に三種の観点を見出したことは菩薩にとって縁起の観察が決定的な意義を有することを証明する。縁起の観察が不住道の行である所以である。

これまでの論述によって、第六地における(一)(二)の内的関係と(三)の有する意義がほぼ了解されたであろう。

第五・第六の兩地で佛教の歴史が辿った必然的な過程が菩薩の経験の中にとり入れられることによって菩薩道の一応の完成を果そうとするものと考えられる。この着点こそ世親の第五・第六地に対する同一の註釈の背景ではなからうか。

註

- ① 不捨は世親註では *hpans* であり、シヤタピタカに *sāpa-*
Isa とあり、菩提流支の用語例で不捨とした。
- ② 西蔵大蔵經 (北京版) 一〇四卷 p. 97 237a 12.
- ③ 十種の世界とは、①衆生界 ②世界 ③法界 ④虚空界
⑤識界 ⑥欲界 ⑦色界 ⑧無色界 ⑨妙なる意味と勝解と
の界 ⑩広大なる意味と勝解との界、R本 *daśa-bhūmi-*
tra p. 38.
- ④ R本 p. 42.
- ⑤ 山口本 *madhyāntavibhagatīka* p. 103 15.
- ⑥ R本 p. 42.
- ⑦ R本 p. 44.
- ⑧ R本 p. 44. *arthāyāiko' dvitīyo bhūtvā*
- ⑨ 大正藏經 三五卷 342b.
- ⑩ R本 p. 47. ①無根拠性 ②無相 ③不生 (*anutpāda*)
④不起 (*ajata*) ⑤寂靜 ⑥本來清淨 ⑦無戲論 ⑧不取
不捨 ⑨如幻性 ⑩不二性の十種の法の平等性である。
- ⑪ R本 p. 54. 「彼には十波羅蜜の中、慧波羅蜜が最もきわ
なりける。 (*prajñāpāramitā-arīhika-tamā*)」
- ⑫ 西蔵大蔵經 一〇四卷 141b p. 58. (初地の起分にあた
る)で「何故に菩薩の十地を安立するのか、といえは、そ
れは十の所対治に対する十の対治があるからである。その
十所対治とは何であるか、と言えは、①凡夫性、②身等に
よる衆生の邪行云々」と十種の所対治をあげて十地に配當

する。この中で、第五地の障は「小乗によって涅槃するこ
と」とあり、漢訳では「身淨分別(清淨なる心の相續を区
別すること)」とあつて異っている。もしチベット訳にし
たがえは、第五地で「不住道の行」が説かれるのは必然の
理である。第六地の障として「粗なる相を生起すること」
となっている。

⑬ 西蔵大蔵經 104. 246a p. 100.

⑭ 同 246b p. 100.

⑮ 十種縁起の相の觀察とは ①有支分の連続(十二因縁の
順観) ②一心に入る ③自業の不壞 ④不相離 ⑤三道
に転ずる(煩惱道、業道、苦道) ⑥前際と後際との觀察
⑦三苦性の生起 ⑧因縁より生ずること ⑨生滅に縛され
ること ⑩有と尽との觀察である。この十種が世親の縁起
の三種の見方にそれぞれ配當される。

⑯ 西蔵大蔵經 一〇四卷 252a~254a p. 103.

⑰ 三門と十種の縁起の相との配當をあげておく、第一門—
①第二門・第三門の①—②、③—④、⑤—⑥、
⑦—⑧、⑨—⑩

⑱ 西蔵大蔵經 一〇四卷 257b~259a p. 105.

⑲ 同 258a p. 105. これは、解脱を得るための因と異った
三種の因であり、(一)「自性 (*prakṛti*) と自在天」を因とし
て解脱を求めること (二) 苦行を因として、(三) 無因をもって解
脱を求めることであると世親は註釈する。

⑳ 同 259a~260a p. 105-106.

なお、世親註1〜5までの箇所を記しておく。
 世親註1、西藏大藏経 一〇四卷 241a p. 98.
 " 2 " " 250b p. 102.

" " " 241a~241b p. 98.
 5 4 3 242b~245b p. 99-100.
 " " " 251b~252a p. 102-103.
 " " "